

高知大学学生会館規則

平成16年4月1日
規則第147号

最終改正 平成31年3月27日規則第100号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学則第83条第2項の規定に基づき、高知大学学生会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会館は、本学の学生相互及び学生・職員間の人間関係を緊密にし、かつ、学生の課外活動を盛んにするとともに学生・職員の厚生福祉を増進することを目的とする。

(職員)

第3条 会館に、次の職員を置く。

館長

副館長 1人

主事 1人

2 館長は、理事（教育担当）をもって充てる。

3 副館長は、学務部長をもって充てる。

4 主事は、学務部学生支援課長をもって充てる。

第4条 館長は、会館を管理し、これを運営する。

2 副館長は、館長を補佐し、会館の事務を総括する。

3 主事は、学生支援課員を指揮監督し、会館の事務を処理する。

4 学生支援課員は、上司の命をうけ、会館の事務に従事する。

(運営管理)

第5条 会館の管理運営に関する基本的な事項については、高知大学学生支援委員会で審議する。

(会館の使用)

第6条 会館の施設の使用については、別に定める高知大学学生会館使用規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営等に関し必要な事項は、館長が定

める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。